

## 応用美術の著作物性について

弁護士法人関西法律特許事務所 知的財産法研究会 弁護士 **村林 隆**一 弁護士 **田上 洋平** 

裁判例 知財高判平成27年4月14日 (平26(ネ)第10063号) (裁判所ホームペーシ知的財産裁判例集)

本論稿では、応用美術の著作物性について、注目すべき判示を行った裁判例を取り上げる。

## 第1. 裁判例の事案の概要と判示

## 1. 事案 (概略)

本件は、Xら( $X_1$ 、 $X_2$ 、一審原告・控訴人)がY(一審被告・被控訴人)に対し、Yの製造・販売する幼児用椅子(以下「Y製品」という。)が、Xらの製造等にかかる幼児用椅子(以下「Xら製品」という。)の形態的特徴に類似しており、YによるY製品の製造等の行為は、 $(1)X_1$ の有するXら製品の著作権及び同著作権について $X_2$ が有する独占的利用権を侵害するとともに、(2)Xらの周知又は著名な商品等表示に該当するXら製品の形態的特徴と類似する商品等表示を使用したY製品の譲渡等が、不正競争防止法2条1項1号又は2号の不正競争に該当する、仮に、(1)及び(2)が認められない場合であっても、(3)Xらの信用等を侵害するものとして民法(1)09条の一般不法行為が成立する旨主張して、(1)1(1)1(1)1(1)2(1

そして、本稿では①の著作権侵害の主張の点のみについて論ずる。

なお、原審は、Xら製品のデザインは、著作権法の保護を受ける著作物に当たらないと解されることから、Xらの著作権又はその独占的利用権の侵害に基づく請求は、理由がないとし、その余のXらの主張も理由がないとして、Xらの請求をいずれも棄却した。

- 29 -